

学習支援事業業務委託候補者募集要項

令和3年12月

港区保健福祉支援部生活福祉調整課

1 業務の概要

(1) 件名

学習支援事業業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 事業の目的

生活困窮者自立支援法に基づく任意事業である学習相談支援事業として、生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の中学1年生及から3年生を対象に、ボランティアを講師とした無料学習支援を実施することで、学力が向上し、自立に向けた意欲喚起や学習意欲の向上を図ります。

(3) 契約予定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 業務実施場所

区内8か所の区民協働スペース等（予定）

(5) 業務内容

業務内容は、下記のものに示されているとおりです。

・仕様書（別紙1）

(6) 予算規模

54,000,000円程度（税込）

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。また、予算規模を上回る提案をした場合失格とします。

2 選考方法

本業務の事業候補者の選考は、以下の要領で実施します。

(1) 実施方法

公募型のプロポーザル方式で実施し、本業務委託の事業者を選考します。

(2) 審査方法

審査は、二段階審査方式で実施し、区が実施する学習支援事業運営業務委託事業候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が、一次審査及び二次審査から総合的に判断して、本業務に最も適した提案を行った事業者を選考します。審査方法等の詳細は、選考委員会が決定します。なお、選考委員会は非公開とします。

ア 一次審査（書類審査）

一次審査は、提出書類に基づき、書面による審査を行い、二次審査対象事業者を選考します。

イ 二次審査（提案説明）

一次審査を通過した事業者について、提出された提案書等に基づき提案説明（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、本業務委託の事業候補者を選考します。見積金額は、審査項目の一つですが、提案された運営体制・内容において適正金額を評価するもので、最低価格をもって決定に至るものではありません。

（３）選考委員

選考委員会は、区職員及び学識経験者で構成します。委員の職及び氏名は公表しません。

（４）審査基準

「プロポーザル審査基準」（別紙１）により評価します。

３ 実施スケジュール（予定）

本業務の事業候補者選考に係る日程は、以下のとおりです。

手続き	日程
募集要項配布	令和３年１２月２４日（金）から令和４年１月２１日（金）
質問受付	令和３年１２月２４日（金）から１月１４日（金）
質問に対する回答	令和４年１月１１日（火）以降随時
提案書等提出物の受付期間	令和４年１月１７日（月）から１月２１日（金）
１次審査結果通知	令和４年２月第１週
プレゼンテーション（２次審査）	令和４年２月１５日（火）予定
２次審査結果通知	令和４年２月下旬

※ 日程については、応募状況、選考経過等により変更となることがあります。

※ 開催場所は、追って連絡します。

４ 参加条件

（１）参加資格

参加資格の条件は、次のとおりです。

ア 法人格を有する団体であること。

イ 港区の競争入札応募資格を有していること。

ウ 個人情報取り扱いに係る社内規定を整備し、プライバシーマーク取得企業と同等に、厳格かつ実質的な運用が行われていること。

エ 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成１６年７月３０日１６港政契第２３８号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

オ 国及びいずれかの自治体において、指名停止の措置を受けていないこと。

カ 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成２４年１月２６日２３港総契第１５７号）に基づく暴力団排除措置を受けていないこと。

キ 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税、労働保険料及び社会保険料等を滞納していないこと。

(2) 参加条件

本業務の参加条件は、次のとおりです。

- ア 本契約に基づく業務を第三者に委託し、または請け負わないこと。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。

5 応募の手続き、期間等

(1) 担当部署

担当課：港区保健福祉支援部生活福祉調整課自立支援担当
所在地：〒105-8511 東京都港区芝公園一丁目5番25号
電話：03（3578）2455
FAX：03（3578）2439
Email：minatol07@city.minato.tokyo.jp

(2) 募集要項等配布期間、場所及び方法

ア 配布方法

上記（1）の担当部署の窓口で配布します。また、港区ホームページでダウンロードができます。

<http://www.city.minato.tokyo.jp>

イ 配布期間

令和3年12月24日（金）から令和4年1月21日（金）
※窓口の場合は平日の午前8時30分から午後5時までの間

ウ 配布物

- ①募集要項
- ②各様式

(3) 募集に関する質問・回答

本業務に関する質問については、次のとおり受付及び回答を行います。

ア 質問受付期間

令和4年12月24日（金）から令和4年1月14日（金）午後4時30分まで

イ 受付方法

配布する「質問書」（様式1）を用いて必要事項と質問を記載の上、上記（1）の担当部署へFAX又は電子メールで送信してください。期限を過ぎた提出や、指定の質問書を用いない質問には一切回答しません。なお、送信後は確認のため上記（1）の担当部署まで電話連絡をしてください。

ウ 質問に対する回答（予定）

令和4年1月11日（火）以降に、港区ホームページ内にて回答します。

(5) 応募

下記のとおり提出物を提出してください。

ア 受付期間

令和4年1月17日（月）から令和4年1月21日（金）

午前8時30分から午後5時までの間

イ 提出場所

上記（1）の担当部署の窓口

ウ 提出方法

事故などを避けるため、事前に電話連絡のうえ、直接持参してください。郵送や宅配等による提出は一切受理しません。また、受理できなかった場合でも、提出書類等の返却はいたしません。

エ 提出物と様式

提出物	様式	説明
応募申込書	様式2	代表者印を押印してください。
申立書	様式3	代表者印を押印してください。
誓約書	様式4	代表者印を押印してください。
法人概要書	様式5	欄が足りない場合、欄を広げて記載してください。
類似業務の実績申告書	様式6	欄が足りない場合、行を挿入して記載してください。
提案書	様式7	「オ 提案書作成方法」に沿って作成してください。
人員配置計画書	様式8	欄が足りない場合、欄を広げたり、行を挿入して記載してください。
見積書	任意の様式	本業務にあたっての費用の見積もり及び見積内訳を作成してください。A4版で作成してください。人件費は1時間あたりの単価を必ず記載してください。
物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票		写しを提出してください。
法人登記簿謄本		発行日が3か月以内のもの。
財務諸表		直近のもの
法人のパンフレット等		貴法人の業務内容がわかるようなパンフレット等

オ 提案書作成方法

(ア) 提案書様式

様式7により作成してください。なお、提案書には、見積もりに含まれる内容のみを記載してください。

(イ) 補足資料

提案書を補足するための資料を作成することを可とします。補足資料の構成等は自由とします。

カ 提出部数と媒体

(ア) 部数

正本1部、副本8部 合計9部

※法人登記簿謄本、財務諸表については、原本1部のみ（正本に綴る）。

※法人のパンフレット等は、原本1部（正本に綴る）、副本8部（副本は法人名の箇所にマスキングをし、副本に綴ること）を提出してください。

(イ) 仕様

A4版2穴バインダー（紙製）に、1部ずつ綴じて提出してください。

※「オ（イ）補足資料」については、別綴りとしてください。仕様・部数は他と同様です。

※バインダーには、社名等を記載しないでください。タイトル等の記載も不要です。副本については、書類中にある事業者名をすべて塗りつぶしてください（マスキング処理）。

(ウ) その他

必要書類の不足や内容誤りがあった場合、受付期間内であれば、差替えや追加等を認めます。それ以外の差替え及び再提出は認めません。不足書類があった場合は、不足部分は評価の対象となりません。虚偽の申告や間違った内容の記載が判明した場合は、予告なく審査対象から除外する場合があります。

(5) 一次審査及び結果の通知

ア 一次審査

提出書類による審査（書類審査）を行います。審査点数の合計の上位者3者程度を一次審査通過者とする予定です。なお上位3者に選ばれた場合でも、審査点数が合計点の6割に満たない場合は一次審査通過を見送らせていただきます。

イ 審査結果通知日（予定）

令和4年2月上旬

ウ 審査結果通知方法

すべての一次審査対象者へ審査の結果を速報で応募申込書に記載された電子メールアドレス宛に通知し、後日郵送で正式文書を通知します。

エ その他

審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けません。

(6) 提案説明（プレゼンテーション及びヒアリング）

一次審査を通過した事業者には、二次審査として事業候補者選考委員に対する提案説明（プレゼンテーション及びヒアリング）を行っていただきます。提案説明については、以下のとおり実施します。

ア 提案説明日時（予定）

令和4年2月15日（火）の指定時刻

イ 場所

港区指定場所

※ 時間及び場所の詳細は、一次審査結果通知で一次審査を通過した事業者にお知らせします。

ウ 実施方法

本委託事業を受注した場合の現場責任者（予定者）により、提案内容について15分以内でプレゼンテーションしていただき、選考委員による15分程度の質疑応答を行います。（説明が不足している場合でも、時間延長はしません。）

エ 提案時の説明資料

「5（4）エ 提出物と様式」で提出した提出物に基づき説明を行ってください。プロジェクター及びスクリーンを用意しますので、適宜活用してください。

（7）二次審査結果の通知

ア 審査結果通知日（予定）

令和4年2月下旬

イ 審査結果通知方法

すべての二次審査対象者へ審査結果を速報で応募申込書に記載された電子メールアドレス宛に通知し、後日郵送で正式文書を通知します。

6 契約関係

（1）本件は、選考委員会において選考された事業候補者を本業務に係る随意契約の相手方の候補者とするものです。選考結果をもって契約を確定するものではありません。また、提案したすべての内容（範囲）の契約を保証するものではありません。契約内容（範囲）については、別途協議を行います。港区業者選定委員会要綱（昭和43年7月29日43港総財第491号）の規定に基づき港区業者選定委員会の審議を経た後、事業候補者と契約金額について見積合せを行います。

（2）契約金額は、区の予算額を上限とします。

（3）契約締結までに指名停止処分を受けた場合または事業候補者の責により契約の相手方としての資格を欠くことになった場合は、契約を締結しないこととし、この場合、区は一切の責を負いません。

7 その他

（1）無効となる提案

審査対象者が次の条件の一つに該当する場合は、無効となることがあります。また、事業者選考後であっても同様です。

ア 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの

イ 虚偽の内容が記載されているもの

ウ 提案内容に重大な誤りがあるもの

(2) 留意事項

- ア 提案に際して、区から知り得た情報は、第三者に洩らすことを禁じます。また、区から情報提供を受けた場合は選考終了後速やかに返却するとともに、コピー等は裁断等の機密保持措置を講じたうえで廃棄してください。
- イ 業務遂行にあたり、港区個人情報保護条例（平成4年3月27日港区条例第2号）を遵守してください。
- ウ 本提案に要する費用は、提案者が負担することとします。
- エ 本提案に関する提出資料は返却しません。
- オ 本提案は、選考以外の目的には使用しません。ただし、提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります（この場合、区は無償で使用できるものとします。）。提出された提案書の一部または全部を著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。
- カ 本業務の審査期間中において、審査の経緯や経過等に関する質問には一切応じることはできません。
- キ 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とします。
- ク 公正なプロポーザル選考が確保できないと思慮される場合は、中止することがあります。
- ケ プロポーザル方式による選考過程の情報は、選考過程における公平性、透明性、客観性から、審査結果等について公表します。

9 問合せ先

担当課：港区保健福祉支援部生活福祉調整課自立支援担当

所在地：港区芝公園一丁目5番25号

担当：鎌田

電話：03（3578）2455

FAX：03（3578）2439

Email：minatol07@city.minato.tokyo.jp